

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	保険業法	
規制の名称	保険仲立人に対する規制緩和	
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	電話番号：03-3506-6000(内線:3571) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和2年11月30日	
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、独立した立場で保険募集を行う保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められていた当局の認可を不要としても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入時から法改正時に至るまで長期保険の媒介において保険契約者等の保護に欠けるような事例はなかったこと ・当時の法改正において情報提供義務や意向把握義務の導入により保険契約者等の保護の強化が図られる予定であったこと <p>を踏まえ、保険契約者等の保護の観点から支障がないと認められたため、規制緩和によって新規参入や既存業者の活性化を促す観点から、当該認可を不要としたもの。 規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>	
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較
遵守費用	<p>事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請を行うための事務負担・費用負担が減少するとしていた。</p> <p>日本保険仲立人協会に加盟する保険仲立人を対象に確認したところ(2020年3月末時点で、保険仲立人全52社中、48社が加盟)、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は(当該規制の見直しの前から登録している)既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない(2020年3月末現在)。</p>	事前評価時に見込まれた認可申請を行うための事務負担・費用負担の減少は発生していない。
行政費用	<p>事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることから、認可申請に対する審査のための事務負担・費用負担が減少するとしていた。</p> <p>遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は(当該規制の見直しの前から登録している)既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない。</p>	事前評価時に見込まれた認可申請に対する審査のための事務負担・費用負担の減少は発生していない。
効果(定量化)	<p>事前評価時、保険仲立人が長期保険契約の締結の媒介を行おうとする場合に求められる当局の認可を不要とすることによって、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化が期待できるとしていた。</p> <p>当該規制の見直しの前後における保険仲立人の登録件数を比較すると、2010～2014年の5年間に7件の登録があった一方で、当該規制の見直し後の2015～2019年の5年間には16件の登録があり、登録件数の増加ペースは倍加している。当該規制の見直しの効果を抜き出して把握することは困難であるものの、当該規制の見直しや保険仲立人が供託することを求められる保証金の最低金額の引下げ等により新規参入のハードルが緩和されたことが寄与しているものと強い蓋然性をもって推認される。</p> <p>なお、遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、(当該規制の見直しの前から登録している)既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない。</p>	当該規制の見直しの効果を抜き出して把握することは困難であるものの、規制の事前評価時に見込まれた効果が(部分的にはあるものの)発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。
便益(金銭価値化)	その効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難であるものの、保険仲立人の登録件数の増加ペースの状況から、規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込まれた効果が(部分的にはあるものの)発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。	その効果を定量的に把握することや、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難であるものの、規制の事前評価時に見込まれた効果が、(部分的にはあるものの)発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。
副次的な影響及び波及的な影響	遵守費用において先述のとおり、当該規制の見直しの後、新規参入した保険仲立人又は(当該規制の見直しの前から登録している)既存の保険仲立人において長期保険契約の締結の媒介を行うようになった者は存在しない。	現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。
考察	<p>規制の見直し後、事後評価時点(2020年3月末現在)までに適用実績がなかったため、規制の見直しにより遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない一方で、規制の事前評価時に見込まれた効果は(部分的にはあるものの)発現しているものと強い蓋然性をもって推認される。したがって、本件に係る特段の見直しは不要と考える。</p>	
備考	特になし。	